

## 陳建『皇明資治通紀』の禁書とその続編出版（一）

新宮 学

【キーワード】出版 禁書 野史 皇明通紀 陳建

### はじめに

十六世紀、明朝嘉靖年間は、木版印刷による出版が空前の規模で拡大傾向を示した時期であった<sup>1</sup>。文字化されたさまざまな情報は、書籍として出版されることにより、広く読者を獲得して受容された。その中から新たに権威づけられ、正統性を付与される著作も現われた。しかし、さまざまなジャンルの中でも、同時代について解き明かした編年体や紀伝体の歴史書はまだほとんど出版されていなかった。そもそも、明朝では「国史」は編纂されていなかった。一般に「実録」と呼ばれる中華王朝の伝統としての皇帝の年代記編纂は、もちろん国初以来夜々として続けられていたが、編纂された実録は、皇帝に進呈する儀式が終わると、宮中奥深くに収蔵されて一般の読者の目に触れることはなかった。嘉靖十三年に歴朝実録の副本作成が国初以来初めて大々的に行われたことがあった。その過程で、抄録された実録の一部が市中に流れたこともあったようである。しかし防火のため漢白石で築かれた皇史宬が翌々年に完成すると、これ

らの実録や寶訓はそこに収蔵されて、閲覧に供されたわけではなかった。一部宮廷外に流出した実録抄本は、かえって同時代についての歴史書への期待を満たすどころか、それへの「渴き」をいや増したに過ぎなかった。本稿で取り上げる『皇明資治通紀』（以下、皇明通紀と略記）を陳建が出版したのは、こうした時代であった。陳建の皇明通紀は、元末の至正年間以来、正徳年間までの明朝前半期約一七〇年間を扱った編年史である。明の嘉靖三十四年に刊刻された本書の特色は、「昭代」史、すなわち同時代史という点にある。その続編も含めれば、明末に最も多くの読者に受け入れられた同時代についての歴史書と考えられる。ただ、清朝の乾隆年間に完成した張廷玉等奉勅撰の『明史』が歴代の「正史」の中でも比較的評価が高いことや、明朝歴代皇帝の実録がほぼ現存しているという史料状況の中で、歴史研究のための史料としては、これまでほとんど利用されてこなかった。しかしながら、明末嘉靖年間以降、王朝滅亡に至るまで続々と出版される私撰の「国史」の濫觴となったもので、史学史的にみて重要な意義を持っている。また、明と清の両朝によ

り発禁処分を受けたという点でも、特異な歴史を有している。

本稿では、第一に、皇明通紀の成り立ちと原刻本、および陳建の経歴と執筆意図について明らかにする。第二に、明朝における禁書指定の経緯について考察する。第三に、これまでの文献調査をもとに皇明通紀に關係する続編の全体像についてその概要を紹介するとともに、皇明通紀とその続編が盛んに出版される明末の社会背景やその読者層についても論及することにした(次号掲載予定)。

## 一 陳建『皇明通紀』と原刻本

### 1 その成り立ち

陳建の皇明通紀は、元末至正十一年(一三五二)以来、正徳十六年(一五二二)までの約一七〇年間を扱った編年史である。<sup>(2)</sup>「皇明通紀凡例」によれば、当時流行していた「綱目体」を採用し、張光啓の『資治通鑑節要続編』<sup>(1)</sup>に倣ったとしている。とくに皇明通紀の特色は、前述したように「昭代」の歴史、すなわち同時代史という点にあり、「本朝典故の権輿」<sup>(3)</sup>と目されていた。<sup>(5)</sup>『晚明史籍考』をまとめた明清史家の謝國禎は、「明代史学は、陳氏の通紀が海内に流布してから、他の人も各おの説を操るようになり、遂に一時の風氣と成った」とし、薛應旂の『憲章録』、鄭曉『吾学編』、朱國禎『皇明史概』、涂山『明政統宗』、王世貞『弇州史料』など枚挙に暇がないとしている。<sup>(6)</sup>嘉靖三十四年(一五五五)の紀年を有する自序には、次のような成り立ちについての言及が見える。

我が朝の洪武開国四十余年の事、所謂創業垂統に非ざる事無

く、啓運一録備われり。繼いで永樂より下は正徳に迫るまで、凡そ八朝一百二十四年の事、所謂持盈守成に非ざること無く、則ち今通紀ここに具わる。紀成り就ちに梓するも、敢えて自ら昭代成史と謂うには非らず、乃ち後の史筆を秉る君子の為に稿を属すと云うのみ。啓運録はもと已に梓完し、再編改刻するに難し、然してこれを二つにするもまた是ならず。故に今併せて冠するに通紀の名を以てし、而して版刻は姑らく旧に仍り、前後を合わせて共に一書と為すとか云う。<sup>(7)</sup>

これによれば、元末以来、開国洪武四〇年間のことを記した「啓運録」と、永樂から正徳年間にいたる八代一二四年間のことを記した続編とを併せて「通紀」の名を冠して合刻したものと説明している。なお、ここに言う「啓運録」とは、陳建が先に出版した『皇明啓運録』八卷のことである。<sup>(8)</sup>

皇明通紀の嘉靖原刻本については、これまでその現存が確認されていなかった。<sup>(9)</sup>目録版本学で著名な王重民は『中国善本書提要』(上海古籍出版社、一九八三年、一〇六頁)の中で、北京大学図書館に所蔵する朝鮮古活字本の『皇明歴朝資治通紀前編八卷 後編三十四卷』一七冊が、「或いは最初の印本」に依拠した翻刻で、原刻本の体裁を伝えるものと推定していた。幸い、わが国の内閣文庫には、朝鮮古活字本の『新刊皇明啓運録』八卷が所蔵されている。題簽には「明啓運録」、本文巻首題には「新刊皇明啓運録卷之一」とあるものの、目首題には「新刊皇明歴朝皇明資治通紀前編卷目」とあることから明らかのように、王重民が皇明通紀の原刻本と推定した『皇明歴朝資治通紀』の前編部分を、朝鮮であらためて「皇明啓運録」として

翻刻したものと判断される。

ところが、近年台湾の国家図書館（旧、国立中央図書館）には、嘉靖原刻本の『皇明歴朝資治通紀』が収蔵されていることが明らかとなった。『国家図書館善本書志初稿』に『新刊校正皇明資治通紀』と著録する四十二巻本、十二冊がそれである。さきの朝鮮古活字本と同様に、前編八巻と後編三十四巻からなる。前編本文の巻首題には「皇明啓運録卷之一」（図1）とあり、後編本文のそれには「皇明歴朝資治通紀卷之一」（図2）とあって、前述した陳建自序の記述と合致している。また前編本文の版式が一〇行×二二字であるのに対して、後編本文の版式は一行×二二字であり異なっている。前編には眉欄に批語があるが、後編にはない。さらに版心題も、前編が「明録」とあるののに対し、後編は「明紀」とある。子細に見ると、前編の版心題は「□明□□録」となっており、おそらく本来「皇明啓運録」と題されていたものが、後に合刻に際して後編の版心題の「明紀」に近づけるため、□の三字を削りとして「明録」としたのであろう。あとから削り取ったという推定は、巻六の第一葉の版心題に「皇明□□録」とあることから裏付けられる。

以上のように、四十二巻本は明らかに合刻の痕跡を残していることから、『国家図書館善本書志初稿』の注記が指摘するように、これが原刻本であるのは間違いない。巻首には、「嘉靖歲在乙卯（三十四年）仲夏之吉」と記された陳建「皇明通紀序」、前編と後編の巻目、「採摭書目」（一一七種）、および「皇明通紀凡例」がある。この凡例は、陳建自身の手になるもので、その第七項目には、「今嘉靖中」という表現も見える。刊記と封面はないもの、おそらく陳氏家刻本

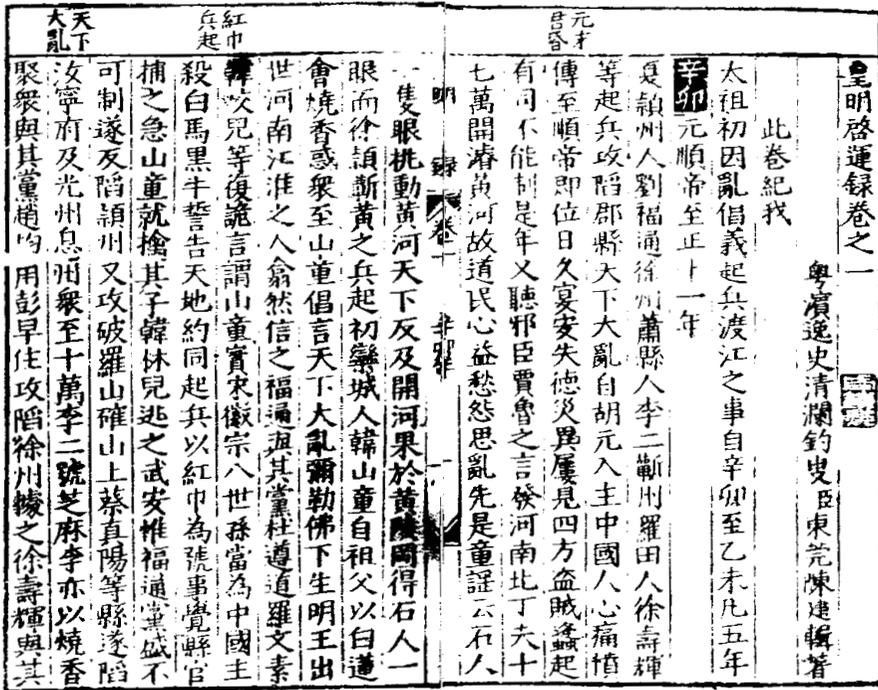


図1 『皇明歴朝資治通紀』前編卷1（台湾の国家図書館所蔵）

として出版されたのであろう。

台湾の国家図書館所蔵本の冒頭には、「言言齋善本書」の長方形印が押されてある。また「皇明通紀序」には、国立中央図書館の蔵書印のほか、周越然の蔵書印である「曾留吳興周氏言言齋」の長方形印と「越然」の長方形印が押されている。周越然（一八八五～一九六二）は、本名は之彦、浙江吳興の出身で、小説・弾詞・平話の收藏家と知られている。上海の閘北天通庵路三省里にその書齋があり、一九三一年までに名家の稿本や宋元明の孤本秘籍三千種を收藏していたという。翌年、一・二八事変のおり言言齋とその蔵書は灰燼に帰したとされるが、本書は、幸運にも焼失を免れたものであろう。

さらに筆者の調査によれば、東京大学東洋文化研究所所蔵の大本文庫にも、『皇明歷朝資治通紀』五冊の残欠本（存十三卷、後編巻一～一四、二〇～二四、三〇～三四）が收藏されていることが新たに判明した（図3）。

なお、錢茂偉氏は、註（2）前掲の『明代史学編年考』で、中国の国家図書館普通線装書庫にも嘉靖原刻本の一部十二冊（存三十二卷、前編巻一～八、後編巻一～一一、卷一五～二九）を收藏していることを明らかにしている。

台湾の国家図書館には、四十二巻本のほかに『新刊校正皇明資治通紀』と目録に同名で著録されている十四巻本、八冊を所蔵している。これには、「盱眙王氏十四間樓藏書印」と「吳氏君陳」の方印、「澹逸齋」の扁方印、「吳興劉氏嘉業堂藏書記」の長方形印の蔵書印を押ししている。四十二巻本と同様に、陳建の「皇明通紀序」のほか、前編巻目と後編目録、「採掘書目」（一二二種）を付す。前編は八巻



図2 『皇明歷朝資治通紀』後編卷1（台湾の国家図書館所蔵）

の啓運録と後編は十紀の通紀からなるが、版式は一四行×二七字、版心は「皇明資治通紀」で統一されている。おそらく嘉靖末か隆慶の初めに、合刻の四十二巻本を新たに十四巻本として刊行したものである。

## 2 著者陳建について

皇明通紀の著者陳建は、広東の東莞県の人で、字は廷肇、号は、清瀾（釣叟）である。その生年は、弘治十年（二四九七）で、隆慶元年（一五六七）に享年七十一歳で歿した。陳建は、先祖代々、科挙の郷試合格者、挙人を輩出する家に育った。曾祖父の英弼は、永樂九年辛卯科（一四一一）に挙げられ、広西の興業県教諭を勤めたことがある。父恩は、弘治二年己酉科（一四八九）の挙人で、福建の南安県学の訓導となった。「教職第一」の勤務評定を得て大理寺司務に抜擢され、戸部員外郎・郎中と陞任した。次いで漢族と彝族の雑居する雲南広南府の知府となつて赴任した。書を知らない当地の人々に小学や孝経を親しく教えること半年あまりで、任官中に卒した<sup>16</sup>。恩の文集に『理菴集』がある。恩の兄陳懋も、景泰元年庚午科（二四五〇）の挙人で戸部照磨となった<sup>17</sup>。陳建は、恩の四人の息子（越・超・赴・建）の末子で、兄弟はいずれも郷試に合格している。長兄の越は、弘治八年乙卯科（二四九五）の挙人で、湘潭教諭をへて南京国子監助教、六合知県、瑞金知県を歴任した。次兄の超は、弘治十七年甲子科（一五〇四）の挙人で湖広の助陽県推官に任じた。三兄の赴は、正徳五年庚午科（一五一〇）の挙人である。

陳建の場合は、二十三歳で生員となり嘉靖七年戊子科（一五二八）

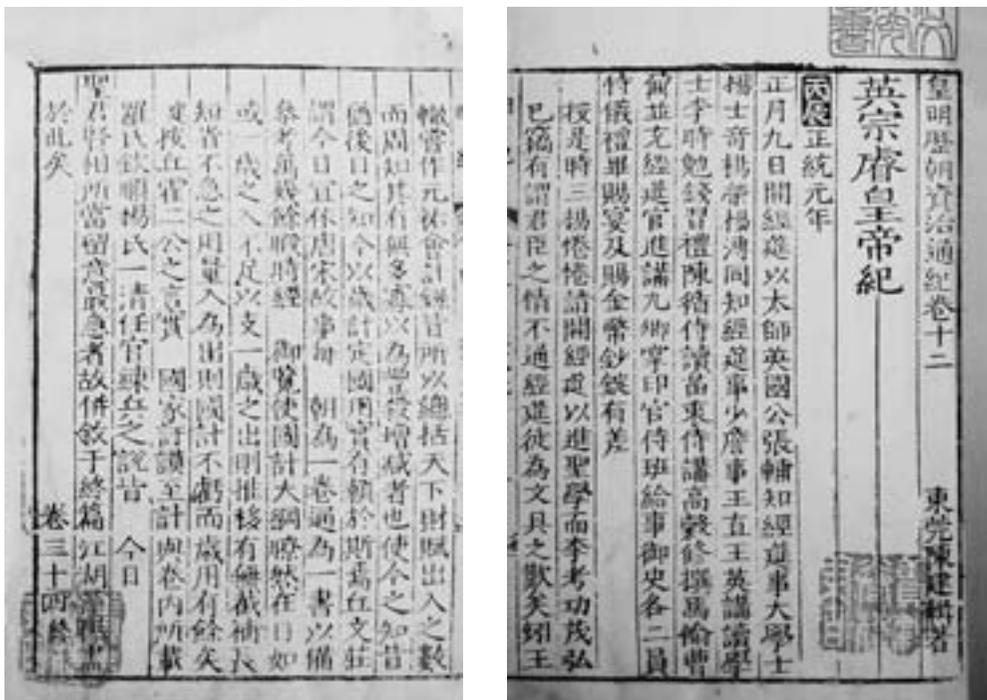


図3 『皇明歷朝資治通紀』後編卷12の巻首と卷34の巻末（東京大学東洋文化研究所所蔵）

に広東の郷試に第五名で及第した。「春秋魁<sup>19</sup>」というから、春秋経で受験した者の筆頭で、すでにこのころから史学の才に秀でていたと言えよう。しかし、続く会試には、二度受験するも合格せず、十一年に福建の侯官県学教諭に着任した。七年後には江西の臨江府学教授となった<sup>20</sup>。この間、江西・広西・湖広・雲南郷試の試験官を兼ねている。のちに山東の陽信知県に陞任するも、老齡の母の扶養を理由に郷里に帰った。時に四十八歳のことであった。これ以後、著述活動に専念し、三十四年、五十九歳のときに皇明通紀を完成させた。ほかに『学蔀通辨』一二卷<sup>21</sup>、『治安要議』六卷の著作でも知られている。さらに『古今至鑒』、『経世宏詞』、『陳氏文献録』、『朱陸編年』、『西涯樂府通考』などの著作がある<sup>22</sup>。民国『東莞県志』の伝によれば、上書のため上京し「南都の留城」で最期を迎えたという<sup>23</sup>。

嘉靖刻本の『採摭書目』には、陳建が皇明通紀を編纂するにあたって参照した文献として、『高皇帝御製文集』以下、『霍文敏集』に至るまで一一七種の書籍を掲げている。これらの中には、明初以来、嘉靖年間にいたるまでの政書・奏議・文集・地方志・筆記などの様々なジャンルが含まれている。しかし「採摭書目」には掲げられていないものの、皇明通紀の本文を検討すると、実録あるいはその抄本を参照した形跡もある<sup>24</sup>。陳建の官歴から判断して、彼自身が実録を閲覧するに十分な機会に恵まれていたとは考えられない。ただ父恩の場合には、京官のポストである戸部員外郎・郎中を歴任しているから、あるいは実録を閲覧する機会があった可能性も考えられる。

なお、一説に皇明通紀は梁億の作とも言われる<sup>25</sup>。梁億は、陳建と同じく広東の南海県の人で、成化十四年（一四七八）の進士で正徳

年間に内閣大学士となった梁儲の弟である。あるいは、陳建が編纂に用いた諸史料の入手先の一つを示しているのかもしれない。事実、「採摭書目」には梁億著『伝信録』を挙げている。

この問題については、後述する北京大学図書館所蔵の『新鐫官板音釋標題皇明通紀』十卷統紀三卷に朱書された張爾田（字、孟劬、一八七四〜一九四五）の題記に、

澹園集に謂う、此の書は梁文康の弟億の作るところに本づく、故に兄を譽むるの言多し、と。攷するに、書中惟だ文康が詔を草せざるの事を載せるは、溢美無きにはあらず。然れどもまた鴻猷録に本づき、清瀾の人の書を盗むものに非ず。これを要するに采るところの私家野記、既に多く勘正に失するのみ。孟劬再び記す<sup>26</sup>。

とあって、焦竑の『澹園集』の説に言及し、考証を加えている。文康は、梁儲の諡である。ここに言う「文康が詔を草せざるの事」とは、正徳十三年六月に、正徳帝が自らを「威武大將軍太師鎮国公朱壽」と名乗って巡辺させる詔勅を内閣に書かせようとした一件を指している<sup>27</sup>。首輔の楊廷和が病氣にかこつけて出勤しなかったから、代わりに梁儲を左順門に召して詔勅を草するように直々に促した。儲は、臣下たる者が皇帝の名を呼び捨てるにしような勅は断じて草することはできないと拒否した。帝は激怒し剣をちらつかせたが、儲は「命に逆らつて罪を得るとあらば、死を賜わるのも望むところ」と涙ながらに応えて、草勅の命を奉じなかつたという。

確かに、梁儲が内閣大学士を勤めた時期の武宗毅皇帝紀の後半部分には、張爾田が指摘するように、儲への溢美<sup>はみそぎ</sup>が見られなくもない。

これには、広東人としての同郷意識が多分に働いたところもあろう。ただ、この一件を陳建が『鴻猷録』に基づいたものとするのは正確ではない。高岱の『皇明鴻猷録』は、嘉靖三十六年の自序があり、陳建の皇明通紀の序文が書かれた年に遅れること二年である。また家刻本として嘉靖四十四年に刊行されたことは、その刊記より明確であること<sup>②⑤</sup>から、高岱が皇明通紀をもとに、紀事本末体の「江彬之變」（巻一四）にまとめた<sup>②⑥</sup>と解すべきであろう。

### 3 編纂出版の意図

陳建が皇明通紀を編纂する直接の契機となったのは、同郷広東の先輩で南京国子祭酒黄佐（号、泰泉）の勧めであった。黄佐は、陳建が最初に著した『皇明啓運録』を見て、我が明朝は、太祖の開基以来すでに二百年に垂<sup>なんなん</sup>としているのに、まだ本紀がない。子は、どうしてこれと併せて「昭代不刊の典」を完成しようとしはないのか、と勧めたという<sup>②⑦</sup>。

皇明通紀は、その正式な題名からも明らかのように、『資治通鑑』に倣って編纂されている。このことは、「皇明通紀凡例」にも以下のよう<sup>②⑧</sup>に明記されている。

一、此の紀は資治通鑑に倣いて作る。凡そ群書の載せるところ、必ず治に資する者有らば、方めて采りてこれを録す。細故繁文にして治に資する無き者は録せず<sup>②⑨</sup>。

その出版する目的についても、先に引用した自序に述べるように、皇明通紀は「昭代」の正史として出版するのではなく、あくまで後世の史書編纂のための素材を提供するものと断っている。

それでは、中央から遠く離れた広東の地に退休していた陳建がいち早く、同時代史の編纂に着手した意図は、どこにあったであろうか。これも、彼の残した自序自身に語らせよう。

抑も嘗てこれに因りて世変を閱歴するに、尤も感ずること有り。祖宗の時、士馬精強、辺烽の警少なし、而して後來は則ち胡騎往往深く入りて忌むこと無きなり。祖宗の時、風俗淳美、真才輩出す、而して邇來は則ち日び漸く澆漓するなり。祖宗の時、財用余有り、而して邇來則ち度支恒に匱乏を憂うるなり。祖宗の時、法度昭明なり、而して邇來は則ち變易廢弛すること比比なり。これを天下に推さば、皆な然らざること莫し<sup>③②</sup>。

ここでは、衰世に向かうきざしとしての「世変」が強く意識されている。国初に比べた近年の風俗の「澆漓」、財用の匱乏、法度の廢弛が指摘されている。確かにこの時代は、森正夫がかつて地方志の風俗の項から見出した秩序の転倒現象に示されるように、社会関係における秩序変動が顕在化した時代であった。さらにこの自序に「嘉靖歲在乙卯仲夏之吉」と紀年を有することからも明らかのように、本書が刊行された嘉靖三十四年（一五五五）と云えば、都の北京が古北口から長城内に侵入したモンゴル族タートル部のアルタンの軍勢により数日間包圍された庚戌の変（一五五〇）からまた五年を経ている点である。陳建が附した皇明通紀の按語に、北辺防衛についての言及が数多く見られるのもそのせいであろう<sup>③③</sup>。

陳建はこれに続けて、

是れ果して世変、江河の趨を成して挽く可からざるか。抑も人事の失得、以有りてこれを致すか。愚問次録に因りて事変を閱

るに、自ら懐に已むこと能わず。輒ち評議を僭著し、或いは時賢の確言を采る。誠に当世の為に前箸の籌を借りて、以て祖宗の盛を挽回せんことを欲すは、深く願うところなり、而れども力これ能く与ること莫きなり。世道に志す者有らば尚お相とものにこれを商はかれ。

と述べて、自序を結んでいる。陳建とて分をわきまえないのは百も承知であった。皇明通紀を著すのは、祖宗の如き盛世に引き戻すべく社会秩序の再建を志そうとする強い経世の志に基づくものであった。<sup>36</sup>

## 二 明朝における禁書

### 1 隆慶禁書の経緯

陳建の皇明通紀は、嘉靖三十四年に刊行されると、まもなく多くの読者を獲得したようである。このことは、政書に分類される『皇明泳化類編』の著者鄧球による隆慶戊辰（二年、一五六八）の紀年を有する自序からも窺うことができる。彼は、自らの性格を「書癖」としたうえで、官撰の『大明一統志』『大明会典』『五倫書』『為善陰騭書』『聖政紀』『皇明詔制』『皇明文衡』『名臣経済録』などの書に続いて、『皇明通紀』『金聲玉振集』『今献彙言』『功臣録』『名臣言行録』などの書籍を繙いたと回顧している。鄧球は、湖広の永州府祁陽出身で、嘉靖三十八年己未科の進士であるから、おそらく科挙に及第するまでの受験勉強の期間に皇明通紀を読んだのであろう。

さて、陳建の皇明通紀が禁書に指定されたのは、隆慶五年（一五

七一）九月のことであった。その経緯は『穆宗実録』巻六一に載せられている。

広東東莞の人陳建は皇明資治通紀を私輯し、具さに国初より正徳の間に至る事を載せる。梓して四方に行われるも、内に伝聞の真を失するもの多し。工科給事中李貴和が上言するに、「我が朝の列聖実録は皆儒臣の旨を奉ずるを経て纂修し、蔵するに秘府に在り。建は草莽の臣を以て越職僭擬し、已に自用自専の罪を犯せり。況んや時は二百年を更、地は万余里を隔つ、乃ち一人の聞見を以て、時賢を臧ヒヒョウ否し、衆聴を熒惑せんと欲す。若し早に禁絶を加えざれば、恐らくは将来訛するに以て訛を伝え、国是の累と為ること、浅浅たるに非るなり」と。疏は礼部に下して覆議するに、「請うらくは原板を焚燬し、仍りて史館に論し、採用するを得ること毋かれ」と。これに従う。<sup>37</sup>

最初に皇明通紀を問題にしたのは、嘉靖四十四年の進士で工科右給事中の任にあつた李貴和<sup>38</sup>であった。前述したように、皇明通紀には、嘉靖乙卯（一五五五）の陳建の自序が附されていることから、家刻本として刊行後十数年をへた時点で、李貴和の上奏が出されたことになる。<sup>39</sup> 陳建自身は五年前にすでに他界していた。刊行から李貴和の上奏が出されるまでのタイムラグには、おそらく地方で出された出版物が中央で広まるまでに要した時間が含まれていたであろう。礼部の審議をへて、その版木を焼却し、将来これを史館で採用しないことが提案され、隆慶帝の裁可を得た。

## 2 禁書に指定する論理―明朝

給事中李貴和の上奏を手がかりに、皇明通紀が禁書に指定された理由を検討する。聖旨を奉じて着手される実録編纂の伝統が存するにもかかわらず、退職した地方官僚が「国史」を勝手に編纂するという「自用自専の罪」を犯したことが問題にされている。しかも一人の見聞によって、二百年間、万里を超える時空を力ヴァーするのは到底不可能であるとし、その人物批評は衆を惑わすものであると批判した。

ここでは、皇明通紀の出版が、まず「国史」の勝手な編纂として問題になった点に注目したい。また実録の紀事の冒頭では、皇明通紀に対し「内に伝聞の真を失するもの多し」という評価を下していることも注意される。これにより、隆慶年間に禁書をめぐるかかると議論と措置が行われたことが知られるだけでなく、実録が編纂された当時においても、皇明通紀に対してこうした王朝の評価が存在していたことを示しているからである。ところで、万曆二年七月に上進された『穆宗実録』は、大学士張居正が総裁官の筆頭を務めており、その叙述には張居正の意向がかなり反映していたと言われる<sup>④</sup>。国史編纂の前提をなす起居注の制度を万曆三年三月に復活させたのも張居正であり、皇明通紀の禁書指定は、王朝のプライオリティとしての「国史」編纂に対する、この時期の王朝の高い関心と通底していると考えられる。(未完)

## 註

- (1) 井上進『中国出版文化史―書物世界と知の風景―』名古屋大学出版会、二〇〇二年。大木康『明末江南の出版文化』研文出版、二〇〇四年。勝山稔『明代における坊刻本の出版状況について―明代全般の出版数から見る建陽坊刻本について―』磯部彰編『東アジア出版文化研究―にわたすみ』二〇〇四年所収。
- (2) 皇明通紀に関する先行研究として、内藤湖南『支那史学史』十一明代の史学、三 掌故の学の一変、内藤湖南全集第十一卷、筑摩書房、一九六九年、初出一九四九年。謝国禎『增訂晚明史籍考』上海古籍出版社、一九八一年。向燕南「陳建《皇明資治通紀》的編纂特点及影響」『史学研究』一九九三年一期。同『中国史学思想通史』明代卷第六章 陳建的經世史学思想、黄山書社、二〇〇一年。石洪運「皇明資治通紀三種影印 前言」中国公共図書館古籍文献珍本彙刊『皇明資治通紀三種』一九九七年。陳智超・沈津「張名振批点本《皇明資治通紀》」『中国史研究動態』一九九八年四期。錢茂偉『明代史学編年考』中国文联出版社、二〇〇〇年。『明代史学的歷程』社会科学文献出版社、二〇〇三年などがある。
- (3) 註(2) 前掲の向燕南論文四九頁参照。『皇明歷朝資治通紀前編八卷 後編三十四卷』、『皇明通紀凡例』の第一項目に、「一、紀事多首舉其綱、後乃詳其事目聯書之、做張光啓通鑑續編例也。不敢顯擬朱子也。」とある。
- (4) なお、劉刻撰、張光啓訂正『增修附註資治通鑑節要統編』三十卷は、明宣德九年福建建陽書林朱氏尊德書堂刊本が中国の復旦大学図書館に、明景泰三年福建建陽書林王興泉善敬堂刊本や明正徳九年司礼監刻本が中国の国家図書館(旧、北京図書館)などに所蔵されている。日本の内閣文庫や国立国会図書館(残欠本)に所蔵するのは、朝鮮刊本である。
- (5) 『皇明通紀從信録』巻首、沈國元「從信録總例」、通紀創於東莞陳建、自洪・永迄弘・正。續紀補嘉・隆。覽者以編年敘事、文順義明、遂推爲本朝典故權輿。憲章・吾學・大政・續編・典

則・統宗・紀聞・彙編・史料之類 當聖明不諱之朝 百家紛紛競勝。

(6) 註(2) 前掲の謝著書三八頁。

(7) 『皇明歷朝資治通紀前編八卷 後編三十四卷』、「皇明通紀序」、

我朝洪武開國四十餘年之事、無非所謂創業垂統也、啓運一錄備矣、繼自永樂下迨正德、凡八朝一百二十四年之事、無非所謂持盈守成也、則今通紀具焉。紀成就粹、非敢自謂昭代成史、乃爲後之秉史筆君子屬稿云爾。啓運錄舊已梓完、難於再編改刻、然二之又不足。故今併冠以通紀之名、而版刻姑仍舊、合前後共爲一書云。

(8) 『中国古籍善本書目・史部』上海辭書出版社、一九九一年によれば、

南京図書館に陳建撰『皇明啓運録』八卷、明刻本を所蔵するも未見。なお、後述するように内閣文庫に所蔵する『新刊皇明啓運録』八卷、朝鮮活字本は、『皇明啓運録』原刻本の翻刻ではなく、合刻された『皇明資治通紀』前編の翻刻と考えられる。近刊の『稀見明史史籍輯存』線装書局、二〇〇三年には、北京の国家図書館分館に所蔵する『皇明啓運録』(存卷三〇八)を影印しているが、版式一〇行×二二字や字体などから判断して、嘉靖刊本と考えられる。ただ後述するように、版心題が「口明口口録」となっていること(図4)から、『皇明啓運録』の原刻本ではなく、『皇明歷朝資治通紀』として合刻された後の前編啓運録の一部であろう。

(9) 民国『東莞県志』卷八四、芸文略二、史部上では、「皇明通紀二十七卷」と著録している。陳伯陶の按語には、崇禎『東莞志』(張二果・曾起莘曾重修)や『粵大記』などに見える三十四卷本が「其の原著に當たる」としている。ただ「原著は今見る可からず」と述べているように、民国当時すでに現存を確認できなかったらしい。確かに、崇禎『東莞志』卷五、人物伝二、士躅、国朝、陳建伝には、「遷山東陽信令、未幾以母老、力請辞歸養、遂專精著述、哀輯聖祖啓運以來迄于正德、爲皇明通紀三十四卷。」とあり、三十四卷本としている。『皇明歷朝資治通紀』のうち、啓運録の前編八巻を除いた「後編三十四卷」を皇明通紀の巻数と見誤ったものと考えられる。

なお、嘉靖三十七年序刊、黄佐纂『広東通志』卷四十二、芸文志上、

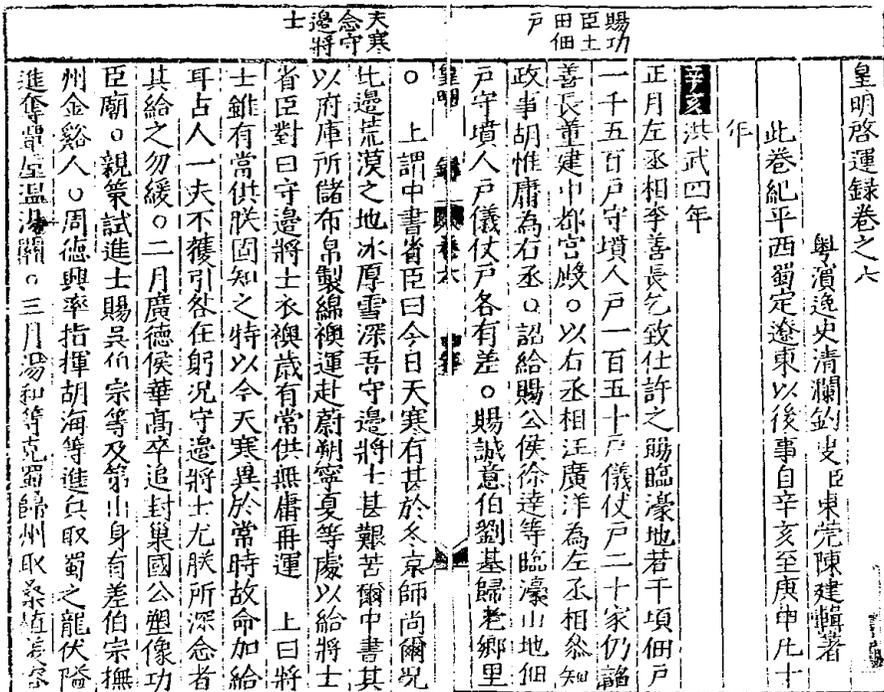


図4 『皇明啓運録』卷6の版心題「皇明口口録」(中国の国家図書館分館所蔵)

史目に、「皇明通紀二十卷、東莞陳建撰」とあるのは、皇明通紀が書目に著録された最も早期の事例であるが、現在のところ、後述するように二十巻本の存在は確認できていない。

(10) 国家図書館特蔵組編『国家図書館善本書志初稿』史部(一)、一九九七年の一五七〜八頁(林偉洲・鄭方宜執筆)によれば、版本については、「明嘉靖乙卯(三十四年、一五五五)東莞陳氏刊本」と注記している。因みに、国立中央図書館編印『台湾公藏善本書目人名索引』(一九七二年、七一〇頁)では、前編の「皇明啓運録」を含めず、「皇明資治通紀三十四卷 明嘉靖三十四年刊本 中図一五三」と著録していた。二〇〇四年に台湾の国家図書館で四十二巻本を繙く機会を得たが、本書のどこにも「新刊校正」と題する記載は見えない。かえって本書には「皇明歴朝資治通紀」という題簽五件の存在を確認した。陳建自序と巻目や題簽の記載から判断して、『皇明歴朝資治通紀』と著録すべきであろう。またこれらの題簽の下端には、「永樂紀 巳」「洪熙紀宣徳紀 午」「正統紀 未」「成化紀 酉」「正徳紀 亥」とあり、おそらく十二冊の冊数に合わせて、十二支を用いて冊数を記していたと推定される。

なお、黄慈博編『広東宋元明清経籍槧本紀略』(閩蜀浙粵刻書叢考)北京図書館出版社、二〇〇三年所収)の一〇〇に、「陳建皇明啓運録四十二卷 萬曆三十七年刻本 存」を著録し、「按 是書卷末有皇明萬歴己丑(十七年)廣東莞臣陳建芳刊本記」と按語を附している。しかし『皇明啓運録』の四十二巻本の存在が確認されていないことから、おそらく、『皇明歴朝資治通紀』四十二巻本の誤りであろう。按語の記載のとおりとすれば、万曆己丑(十七年)刊本も存在したことが知られる。

(11) 「皇明通紀凡例」(四十二巻本)、

一、此紀編年、雖終于正徳之季、然今嘉靖中我聖天子有徽猷美政、先朝所未及行者、必因事類録備書、垂法萬世、此固史家一例也。

後述する『新刊校正皇明資治通紀』十四巻本には、凡例を載せていない。また万曆初刊本の摘星樓本に載せる凡例では、第七項目のみは別の一文に替えられている。

(12) 傅璇琬等主編『中国蔵書通史』寧波出版社、二〇〇一年、一一九九頁参照。

(13) このほか、寧波市の天一閣が所蔵する『皇明資治通紀前編八巻 後編三十四巻』存三十四巻(前編巻一〜八、後編巻一〜一六、二〇〜二九)十冊も、『中国古籍善本書目・史部』一五八頁の記載に見えるように、おそらく「明嘉靖刻本」と思われるが、確認する機会を得ていない。当該書は、天一閣が一九六五年九月に買い戻したものである。『新編天一閣書目』、「天一閣訪歸書目」史部、中華書局、一九九六年。ただし、銭氏は理由を述べていないが、これを万曆初年の「重刻本」としている。前掲註(2)『明代史学編年考』一二六頁参照。

(14) 銭氏の研究『明代史学編年考』については、早稲田大学の川浩二氏よりご教示を得た。

(15) ただし、四十二巻本の「採摭書目」一一七種に比べて、『革除遺事』『孫毅菴奏議』『今猷彙言』『雙槐歲抄』『寓圃雜記』の五種を載せていないが、その理由は不明である。

(16) 康熙『東莞県志』巻二、人物、陳恩伝。巻二、芸文一〇。

(17) 康熙『東莞志』巻三、学較志、選舉表、郷挙。

(18) 康熙『東莞県志』巻二、人物、陳恩伝。

(19) 崇禎『東莞志』巻三、学較(校)志、選舉表、郷挙。

(20) 崇禎『東莞志』巻五、人物伝二、士躅・国朝、陳建伝。隆慶『臨江府志』巻五、官師、国朝・教授。

(21) 四庫存目叢書には、北京大學図書館所蔵の明嘉靖二十七年刻本(版式一〇行×二〇字)を影印している。『学部通辨』は、朱子と陸象山の異同を訂正し、王陽明の朱子理解を批判した書物である。吉田公平『陸象山と王陽明』研文出版、一九九〇年、同「王陽明の朱子学批判」『陽明学が問いかけるもの』研文出版、二〇〇〇年所収、および註(2)前掲向燕南著書参照。

(22) 崇禎『東莞志』巻五、人物伝、二、士躅、国朝、陳建伝。康熙『東莞県志』巻一三、芸文一〇、民国『東莞県志』巻五八、陳建伝。

(23) 民国『東莞県志』巻五八、陳建伝。最期の地については、瞿九思の

「墓誌」に依拠している。同書は、瞿九思の墓誌のほか「謁墓文」や「家伝」を史料として用いているが、いずれも未見である。

(24) 摘星樓本では一一九種、凌稚隆重刊本では一二二種を掲げている。また皇明実紀では「引用群書」として八二種を掲げている。

(25) 崇禎年間刊行された皇明通紀の続編である『皇明通紀法伝全録』の「引用群書」などにも、実録の書名は載せていない。この時期には、すでに実録抄本を利用できたにもかかわらず、公刊されていない「金匱石室」の書であるという理由で明記するのを控えたことが考えられる。

(26) 沈德符『万曆野獲編』巻二五、著述、「焚通紀」に、「楊升庵云、皇明通紀爲梁文康弟梁億所撰。其言必有據。豈億創之、而嫁名於陳建耶。況梁亦廣州之南海人。」とある。升庵は、楊慎の号で、父親は後述する梁儲と同時に首輔となつた楊廷和である。黄虞稷『千頃堂書目』巻四、編年類にも、「隆慶間、給事中李貴利言、建以草莽之臣、越職僭擬、請毀其板、從之。或云、梁儲弟億託名建作。」とある。

(27) 「張爾田題記」、

澹園集謂、此書本梁文康之弟億所作、故多譽兄之言。攷書中惟載文康不草詔事、不無溢美。然亦本之鴻猷錄、清瀾非盜人書者。要之所采私家野記、既多失於勘正耳。孟劬再記。

(28) 『皇明資治通紀』(十四卷本) 卷一四、武宗毅皇帝紀、正德十三年六月の条、『明武宗実録』巻一六四、正德十三年七月己亥の条。実録のこの記述は、皇明通紀と比べると、極めて簡略である。

(29) 『全明分省分縣刻書考』湖北省卷、京山縣に、「鴻猷錄十六卷、明高岱撰。明嘉靖四十四年湖北省京山縣高思誠刊本。卷十六後有『嘉靖乙丑年四吉且男思誠校刊』牌記。」とある。

(30) 「皇明通紀序」、

宮端泰泉黃先生見之、諗建曰、昔漢中葉有司馬遷史記、有班固漢書、有荀悅漢紀、宋中葉有李燾長編、皆蒐載當時累朝制治之迹、以昭示天下。我朝自太祖開基聖子神孫、重光繼照、垂二百禩矣。而未有紀者。子纂述是志、蓋併圖之、以成昭代不刊之典也。建初辭焉。愧之三長、何敢僭踰及此。然竊自念、素性有癖焉。

(31) 「皇明通紀凡例」、

一、此紀做資治通鑑而作。凡群書所載、必有資於治者、方采錄之。細故繁文無資於治者、弗錄。

(32) 「皇明通紀序」、

抑嘗因此閱歷世變、尤有感焉。祖宗時、士馬精強、邊烽少警、而後來則胡騎往往深入無忌也。祖宗時、風俗淳美、真才輩出、而邇來則日漸澆漓也。祖宗時、財用有餘、而邇來則度支恒憂匱乏也。祖宗時、法度昭明、而邇來則變易廢弛比比也。推之天下、莫不皆然。

(33) 森正夫「明末の社会關係における秩序變動について」『名古屋大学文学部三十周年記念論集』一九七九年所収。

(34) 一例を挙げれば、『皇明資治通紀』(十四卷本) 卷八、英宗睿皇帝紀、己巳正統十四年十一月では、「按古今立國邊藩爲急」云々と論じている。

(35) 「皇明通紀序」、

是果世變、成江河之趨而不可挽與。抑人事之失得、有以致之也。愚問因次録閱事變、不能自己于懷、輒僭著評議、或采時賢確言、誠欲爲當世借前箸之籌、以挽回祖宗之盛、所深願焉、而力莫之能與也。有志于世道者、尚相與商之。

(36) 皇明通紀とその増補・改訂版が明末に広く受容された理由については、陳建の編纂意図とは一応切り離して考察する必要がある。科挙との関わりなど読者の問題については、次号で論及する。

(37) 『明穆宗実録』巻六一、隆慶五年九月辛巳、

廣東東莞人陳建私輯皇明資治通紀、具載國初至正德間事、梓行四方、内多傳聞失真者。工科給事中李貞和上言、我朝列聖實録、皆經儒臣奉旨纂修、藏在秘府。建以草莽之臣越職僭擬、已犯自用自專之罪矣。況時更二百年、地隔萬餘里、乃欲以一人間見、臧否時賢、熒惑衆聽。若不早加禁絶、恐將來訛以傳訛、爲國是之累、非淺淺也。疏下禮部覆議、請焚燬原板、仍諭史館、毋得採用。從之。

万曆三十四年の自序を有する沈德符の『万曆野獲編』にも、実録と同様の記述が見える。両者を対照すると明かなように、沈德符は明言していないものの、実録に依拠したものである。参考までに煩を厭わず

掲げることにした。『万曆野獲編』卷二五、著述「焚通紀」、

皇明資治通紀、嘉靖間廣東莞縣人陳建所纂、載國初以至正德事跡、皆采掇野史及四方傳聞、往往失實。至隆慶間、給事中李貴和上言、我朝列聖實錄、皆經儒臣纂修、藏在秘府。建以草莽僭擬、已犯自用自專之罪。況時更二百年、地隔萬餘里、乃以一人聞見、熒惑衆聽、臧否時賢。若不禁絕、爲國是害非淺。乞下禮部追焚原板、仍諭史館、勿得採用。上從之。

(38) 蕭彥『掖垣人鑑』後集卷一五、

李貴和、字子中、號節齋、河南祥符縣人、嘉靖四十四年進士。隆慶二年山西襄垣知縣、陞山東青州府同知、歷刑部員外郎、四年十二月改戶科給事中、五年陞工科右、六年陞兵科左、尋陞湖廣參議、仕至陝西副使聽調。

(39) 繆咏禾『明代出版史稿』江蘇人民出版社、二〇〇〇年の第一三章第二節五、献書者の遭遇(四五八頁)において、皇帝に対する献書の結果として皇明通紀の禁書を紹介しているのは誤りである。また事件が起きた年を隆慶三年とし、給事中の氏名を「李貴」と誤っているのは、おそらく傅維麟『明書』の記載の誤りを踏襲したためであろう。同書卷七五、経籍志では、「(隆慶)三年東莞陳建私輯皇明資治通紀。給事中李貴參其謬誤、上命焚燬之、俾史館勿採。」と誤記している。

(40) 『明神宗実録』卷二七、万曆二年七月丁酉の条。沈德符『万曆野獲編』卷一八、「權臣述史」に、「至萬曆二年、穆廟實録進呈時、張居正柄國、實録皆其評定」とある。

(41) 『明神宗実録』卷三六、万曆三年三月癸卯の条。

(42) 次号で論及する万曆年間の「国史」編纂事業の副産物とされる焦竑『国史経籍志』卷一、制書類・紀注時政には、鄭曉『吾学編』六十九卷や、雷禮の『大政記』三十六卷、薛應旂『憲章録』四十六卷などを載せているものの、明朝により禁書に指定された皇明通紀は載せていない。

(附記)

本稿は、文部科学省科学研究費 特定領域研究「東アジア出版文化の研究」(平成十三～十六年度)の研究成果の一部である。